

競争参加者の資格に関する公示

相鉄・東急直通線、新綱島駅新築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和元年 9 月 13 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 竹津 英二

1 工事名及び施工方法

- (1) 工 事 名 相鉄・東急直通線、新綱島駅新築（電子入札対象案件）
- (2) 施工方法 特定建設工事共同企業体による施工とする。

2 工事場所 神奈川県横浜市港北区綱島東 1 丁目 8

3 工事概要

- (1) 工事内容 本工事は、相鉄・東急直通線羽沢横浜国大起点 7k m800m 付近における新綱島駅（仮称）の新築工事である。

駅本屋

構 造：RC 造 地下 4 階 地上 1 階

床 面 積：9,975.21 m²

- (2) 工 期 契約締結日の翌日から 30 箇月間

4 競争参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出資料

- | | |
|---------------------|-----|
| ア 資格確認申請書 | 1 部 |
| イ 特定建設工事共同企業体協定書（写） | 1 部 |
| ウ 委任状 | 1 部 |

※資格確認申請書様式の入手方法については、本工事の入札公告を参照すること。

協定書及び委任状の様式は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）ホームページの「調達情報／工事・役務・物品購入等の発注情報／契約書等様式」からダウンロードすること。

(2) 提出期間

令和元年 9 月 17 日（火）から令和元年 10 月 15 日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日という。）を除く毎日、10 時から 16 時まで。

(3) 提出方法

当機構東京支社総務部契約課契約係へ郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）又は持参により提出すること。

5 特定建設工事共同企業体の構成及び要件

(1) 構成員の数及び組合せ

特定建設工事共同企業体は、次の要件を満たす3者による組合せとする。ただし、経常建設工事共同企業体を構成員とすることはできない。

ア 「平成31・32年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構東京支社管内（関東）建築」（以下「建築」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構東京支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

ウ 構成員は、「当機構東京支社管内（関東）建築A」に係る競争参加資格の認定を受けていること。ただし、出資比率が最下位の構成員は、「当機構東京支社管内（関東）建築B」（以下「建築B」という。）に認定され、かつ建築Bに係る認定の際に客観的事項（共通事項）及び主観的事項について算定した点数の合計点数が1,000点以上の者とする。

(2) 構成員の技術的要件

構成員は本工事の入札公告に記載する競争参加資格要件を満たす者とする。

(3) 出資比率要件

すべての構成員の出資比率は、20%以上であること。

(4) 代表者要件

代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定

特定建設工事共同企業体の協定書は、「共同企業体運用基準について」（平成15年10月1日付け鉄業契第13号、鉄計積第6号通達）に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

6 認定資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事完成の日までとする。ただし、本工事の契約の相手方以外の者にあつては本工事の契約が締結される日までとする。

7 資格審査結果の通知

特定建設工事共同企業体としての資格については、競争参加資格確認通知をもって認定されたものとする。

8 その他

(1) 共同企業体の名称

「〇〇・〇〇・〇〇 相鉄・東急直通線、新綱島駅新築特定建設工事共同企業体」
とする。

※〇〇は会社名の略称（ただし他社と混同する名称は避けること。）とする。

(2) 問い合わせ先

〒105-0011

東京都港区芝公園 2-4-1（芝パークビル5階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

東京支社 総務部契約課契約係

電話 03-5403-8732 FAX 03-5403-8770